

第3章 プランの基本目標

1 基本理念

プランの基本理念

「ごみゼロ社会」の実現

持続可能な循環型社会を構築するためには、単に物の生産、消費、回収、再生利用というサイクルをまわすだけに終わらせず、さらに一歩進めて限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減させなければなりません。

そのためには、「ごみをどう処理するか」よりも、「ごみを出さない」、「ごみをなくす」ことに重点を置き、ごみ処理の体系を持続可能な循環型のものへと転換していく必要があります。

また、ごみとの関わりにおいて、県民・行政が、自らの役割を再認識し、意識・価値観・行動を転換することが不可欠であり、個人のライフスタイルや事業活動のあり方、社会経済システムをごみについて考えることで変革していく必要があります。

こうした考え方のもと、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を基本理念とします。

三重県の住民、事業者、市町及び県等は、「ごみゼロ社会」の実現に向けて、必要な地域社会の仕組みをつくり、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、循環(持続可能性)に軸足を置く文化やものの考え方を育むとともに、それらを後世に継承していくため、プランのビジョン・目標を共有しながら協働していきます。

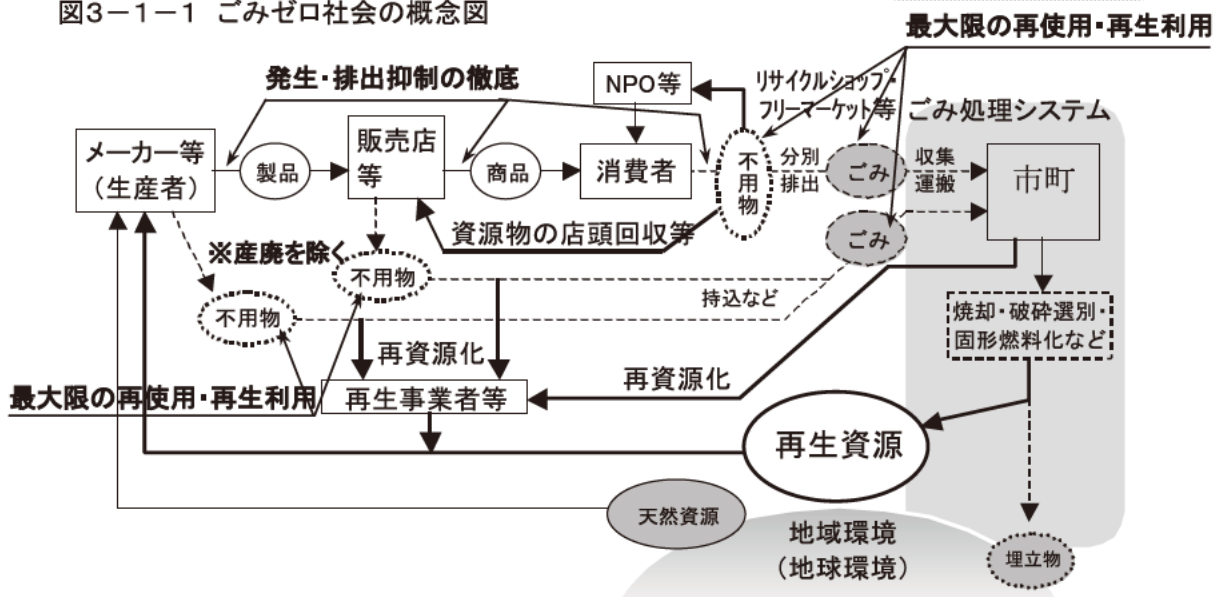
「ごみゼロ社会」が意味するものは？

- ・各主体からのごみが最少化される。
- ・再生資源の利用が最大化し、天然資源の利用が最小化される。
- ・市町ごみ処理システムからの埋立物が最少化される。
- ・ごみ処理に伴う環境負荷(CO₂の排出など)が最小化される。
- ・ごみ処理に要するコストが最適化される。

「ごみゼロ社会」の“ごみ”とは

事業者(製造業者、流通業者、販売店等)や家庭(消費者)からの不用物のうち、ごみとして排出されるもの。ただし、産業廃棄物は除く。

図3-1-1 ごみゼロ社会の概念図



2 プランのめざす地域社会の姿

プランの究極の目的は、「ごみゼロ社会」の実現を通して“持続可能な循環型の地域社会”を構築し、現在及び未来の世代の安全で豊かな生活を実現することです。このような観点から、各主体の取組が十分なされることを前提として、さまざまな角度から“プランのめざす地域社会の姿”をイメージとして描いてみました。

《20年後（平成37年）の地域社会のイメージ》

●農山漁村地域においては、

地域の自然環境や生活文化などの価値が再認識され、循環を基調としたライフスタイルが定着しています。人々は、自分たちの住む地域の豊かな環境の恵みが生活を豊かにしてくれることを実感しつつ、自然と共生した暮らしを営んでいます。安全で安心な食料が提供される地産地消の取組が進展し、朝市や地場のものを扱う商店が賑わうなど、地域が活気であふれています。

森林資源をはじめ地域の再生可能な資源が最大限活用され、地域の持続的な発展を可能にする経済システムの素地ができつつあります。例えば、生ごみは資源として有効利用され、堆肥や飼料、バイオマスエネルギーなどに形を変えて、農林水産物の生産や地域内のエネルギー循環に役立てられています。

●都市地域においては、

持続可能性の視点からこれまでの都市の生活が見直され、環境への配慮を最優先するライフスタイルが定着しています。人々は、四季の移り変わりを感じるゆとりや精神的な充足感を大切にし、ゆっくりとした、それでいて質の高い暮らしを営んでいます。無垢の木材など真の循環型素材を使った製品や利便性より環境性を重視した製品、古き良き日本の伝統文化や地域の歴史文化に根ざした商品が人気を集めています。

中心市街地では、リサイクルショップやフリーマーケットが賑わい、ごみの減量化だけでなく地域経済の活性化やさまざまな交流の促進に一役買っています。

郊外では、地域住民組織やNPO、ボランティアが中心となり、地域ぐるみで集団回収やリサイクルなどの活動が活発に行われています。こうした動きを契機として人と人とのつながりが生まれ、お互いの顔が見える安心感、地域での支え合いを生む連帯感などコミュニティの基盤が再生しつつあります。

●家庭においては、

「もったいない」という気持ちや環境を考えながら行動することがあたり前になり、手作りをすとか、物を大切に使うといったこだわりが、日常生活の中での満足感、充実感につながっています。また、自らの環境配慮への取組が、地域環境の保全等に役立っていることを理解し、そこに自分なりの価値を見い出しています。

例えば、家電製品や家具など耐久消費財は、長く使えるものを選び、直せるものは修理して使っています。食料品は、必要なだけ買い、工夫してムダなく調理しています。衣料品は、材質的にも長く着ることができ、愛着の持てるものを必要なだけ買い、ほころびを繕う、子供服にリフォームするなどして長く使っています。一定期間で買い替えが必要となる物やある一時期にしか使用しない子供用品などについては、リサイクルショップやレンタル・リースサービスなどを積極的に利用し、賢く合理的に消費するようになります。

買物の際には、買物袋などを持参し不要な容器や包装はもらわないようにしたり、使い捨て商品はなるべく買わず、リターナブルびんを使用した製品や再生品、詰め替え製品を購入したり、環境負荷の小さいサービスを利用するなど環境に配慮した行動をとっています。

まだ使えるがいらなくなった物は、知人にゆずるか、バザーやフリーマーケットなどへ提供します。その他の不用物で、空き缶や空きびん、古紙など資源として有効利用できる物は、必ず資源回収や販売店の店頭回収に出しています。

●子どもたちにとっては、

子どもたちの健全な成長に好ましい環境が広がっています。食卓には、地域の食材を生かした料理が並び健康が保たれています。また、食べ物を粗末にしない習慣が身についています。子どもたちが（大人も同じですが）、身近な自然に親しんだり、不用品や自然の素材を創意工夫により遊びや学習に生かすといった機会が増え、既製のおもちゃやゲーム、お菓子など単なる消費活動で手に入れた物では得られないさまざまな経験や感動、発見をしています。環境学習やリサイクル等の活動を通じて、地域社会のことを体験的に学んだり、世代を越えた交流を行ったりすることで、子どもたちの豊かな感受性や創造性が育まれています。

●サービス業においては、

これまでの「機能をモノとして販売」する形態のサービスではなく、「機能そのものを販売」する形態のサービスが多様化、高度化し、大きくシェアを伸ばしています。例えば、さまざまな製品のリースやレンタル、修理や維持管理などのサービスが、どこでも受けられます。

飲食サービスについては、リユース容器が主流となり、使い捨ての容器はほとんど使われなくなります。また、そこからの生ごみは、堆肥やバイオガスとして有効利用されています。スポーツ施設や文化芸術施設などでも、繰り返し使えるリユースカップが使われています。リユース容器システムのレンタルなど新たなビジネスも定着し、雇用の創出にもつながっています。

資源の循環利用を目的とした企業間ネットワークが構築され、事業所のごみは、徹底した分別のもとほとんどがリサイクルされています。

●製造業においては、

拡大生産者責任の考え方が浸透し、徹底して環境に配慮した生産システムが採用されています。例えば、製品の使用後のことも考慮に入れ、再使用や再生利用が容易となるように、あるいは、簡単に修理や点検ができるように、エコデザイン等の観点から設計や素材に工夫がなされ、環境に優しい良質な製品がたくさんつくられています。環境に優しい良質な製品は、物のライフサイクルにおける環境への負荷が少なく、耐久性にも優れた、使うほどに愛着が湧くような製品です。それらが人々の生活を一層豊かなものにしていきます。また、製品を使った後、消費者が適正に処理できるように、製品のリサイクル等に関する情報提供なども充実しています。

さらに、生産過程で発生する不用物等はすべて適正に循環利用されるシステムの中で、最も環境負荷が少ない形で再使用、再生利用されています。こうした環境経営の取組により、地域の企業の持続可能性、競争力が高まっています。

リターナブル容器の普及が進んでいます。飲料容器については、リターナブルびんが徐々に缶やペットボトルに取って代わり、すべて再使用、再生利用されるとともに、リサイクル産業が活発になり新たな雇用も生まれています。

●ごみ処理の現場においては、

県内のすべての地域で、持続可能な循環型のごみ処理体系が確立されています。「ごみは資源」という意識が浸透し、ごみの分別・収集が徹底されるとともに、資源ごみの集団回収等が活発に行われ、再使用、再生利用できるものは最大限有効利用されています。再使用も再生利用もできないものについて熱回収等を行う必要最小限の焼却施設と、安全性や環境負荷低減の観点から埋立以外に適正な処分方法がないものや災害等によるごみを埋め立てるための最終処分場のみが残っています。ごみ処理に伴うエネルギーの消費や温室効果ガス、有害物質等の発生などが抑制され、地域のきれいな空気と水、美しい自然景観が守られています。

3 数値目標

プランの数値目標は、基本理念の趣旨を踏まえ、「ごみの減量化」、「多様な主体の参画・協働」、「ごみ処理に伴う環境負荷の抑制」の3つの観点から、次のとおり設定します。

なお、短期目標年度（2010（平成22）年度）にあたり、これまでの取組結果から、数値目標の見直しを行いました。（短期、中期目標については、「第5章 プランの推進方策 1 短期・中期の目標設定」を参照。）

(1) ごみの減量化

ごみに関する現在のさまざまなデータのうち、『ごみゼロ社会』の概念において特に重要と思われる以下の3つを目標として設定します。

① 発生・排出抑制に関する目標

指 標 名	目 標 値
ごみ排出量削減率 $= \frac{2002 \text{ 年度における県内総ごみ排出量} - \text{目標年度における県内総ごみ排出量}}{2002 \text{ 年度県内総ごみ排出量}}$	家庭系ごみ30% 事業系ごみ45%（※） （対2002年度実績） 【参考】2002実績 2025目標 家庭系 535千t→375千t 事業系 252千t→139千t

※ プランを策定した2004（平成16）年度は、事業系ごみは家庭系ごみと同じ目標値の30%（2002（平成14）年度）実績からの削減率）と設定していましたが、事業系ごみ処理手数料の適正化が進むことや市町によるごみ排出事業者への指導等が進むことを見込み、短期目標年度にあたる2010（平成22）年度において、目標数値を30%から45%の削減率へと、より高い目標に見直しました。

【目標設定の考え方】

ごみ減量化に関する第一の目標はごみの発生・排出抑制です。この場合、2段階に分けて考える必要があります。一つ目は、家庭や事業所からごみとして排出される物の総量を減らすことで、二つ目は、それらのごみのうち行政の回収ルートにより処理（資源化、焼却、埋立処分等）される物の量を減らすことです。ごみゼロ社会実現のためには、前者が最も大切なことはいふまでもありません。しかし、現時点ではその実態が十分把握されていないため、数値目標として設定することは困難です。

このため、まずは、行政が回収するごみの量を極力減らすことを、目標として設定することとします。その際、住民、事業者それぞれが、自らのごみ減量に関する明確な目標と責任のもとに取り組むことが重要です。

また、将来に向けた課題として、民間による資源回収も含め、ごみの発生に関する実態を把握できる仕組みの構築に取り組むことが重要です。

② 資源の有効利用に関する目標

指 標 名	目 標 値
資源としての再利用率 $= \frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、行政ルート回収により再利用率された量}}{\text{県内総ごみ排出量}}$	50% 【参考】2002実績 2025目標 14.0% → 50%

【目標設定の考え方】

やむを得ず排出された「ごみ」については、「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」に掲げた取組の優先順位の原則に基づき、最大限資源として有効利用するとともに、ど

うしても資源として利用できないもの、あるいは、有害物質を含むものなどについては、適正に処分することとなります。

資源の有効利用に関しては、「ごみ」として排出された不用物をできる限り再使用又は再生利用していくことを、目標として設定することとします。その際、単に再使用、あるいは、再生利用すればよいとするのではなく、コスト面から効率性の追求や、環境面からより環境負荷の低いシステムの選択などを前提として、目標達成に向けた取組を進める必要があります。

なお、ごみの焼却時に発電等を行う熱回収については、焼却せざるを得ない廃棄物等の排熱を有効利用する限りにおいては、化石燃料の消費抑制等にもつながるため、ごみの資源としての利用方法の一つと位置づけられます。ただし、エネルギー利用効率の観点や、「ごみは燃やせばリサイクルになる」という認識が一人歩きすることなどから、“再利用”には含めないこととします。

現在の資源としての再利用率には、行政により回収された資源化物のみを対象としていますが、今後は民間による資源回収も含めた新たな指標を設定することも検討していきます。

2007（平成19）年度以降は、資源物の高騰を背景に、古紙・金属などの民間での直接取引の増加等により、資源としての再利用率は減少傾向となっています。一方、集団回収や熱回収を含めた資源化率については、市町が処理した全体量の資源化の状態を示したものであり、資源化全体の流れを把握するうえで、これを参考指標として設定することとします。

③ ごみの適正処分に関する目標

指 標 名	目 標 値
ごみの最終処分量 （ 県内総ごみ排出量のうち、 = 最終処分された量(災害等 特殊要因によるものを除く) ）	0 t 【参考】2002 実績 2025 目標 151,386t → 0 t

【目標設定の考え方】

資源として有効利用されない「ごみ」については、必要に応じて焼却処理などを行い、最終的に適正な形で埋立処分されます。この最終処分については、ごみの発生・排出抑制の取組や再資源化、焼却等に関する技術の開発等が大きく進展すれば、今後大幅に減少する可能性もあることから、最終処分量をできる限りゼロに近づけていくことを、目標として設定することとします。

ただし、再資源化過程における混入不純物や中間処理残さなど、現段階では埋立処分以外に適切な処理方法が見あたらない物や、災害等により一斉かつ大量に発生した分別されていないごみなどについては、今後も埋立により処分する必要が生じることが十分想定されます。また、当然ながら、最終処分量を一気にゼロにすることは不可能です。こうしたことから、当面は一定の最終処分場の残余容量を確保していく必要があります。また、各市町の最終処分場の保有状況は大きく異なるため、個々の市町の実情に応じて取り組んでいくことが重要です。

〔注〕 i) “量” は、重量とします。

ii) “排出量” は、行政が収集・処理した量です。

iii) “県内総ごみ排出量” には、集団回収分は含みません。

iv) “再利用” とは、再使用（リユース）及び再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）を指し、いわゆる熱回収（サーマルリサイクル）は除き、行政により回収した資源化物を対象としています。

v) 再利用率の積算について

上記iv) から、“再利用” の量は、p.12 の資源化総量（204,823 t）から、「集団回収量（26,017 t）」と、中間処理後資源化量（87,970 t）に含まれる「ごみ燃料化施設の処理に係る資源化量（47,013 t）、焼却施設に係る資源化量（40,957 t）

及び焼却灰・飛灰のセメント原料化量(3,921t)」を除いたものとします。

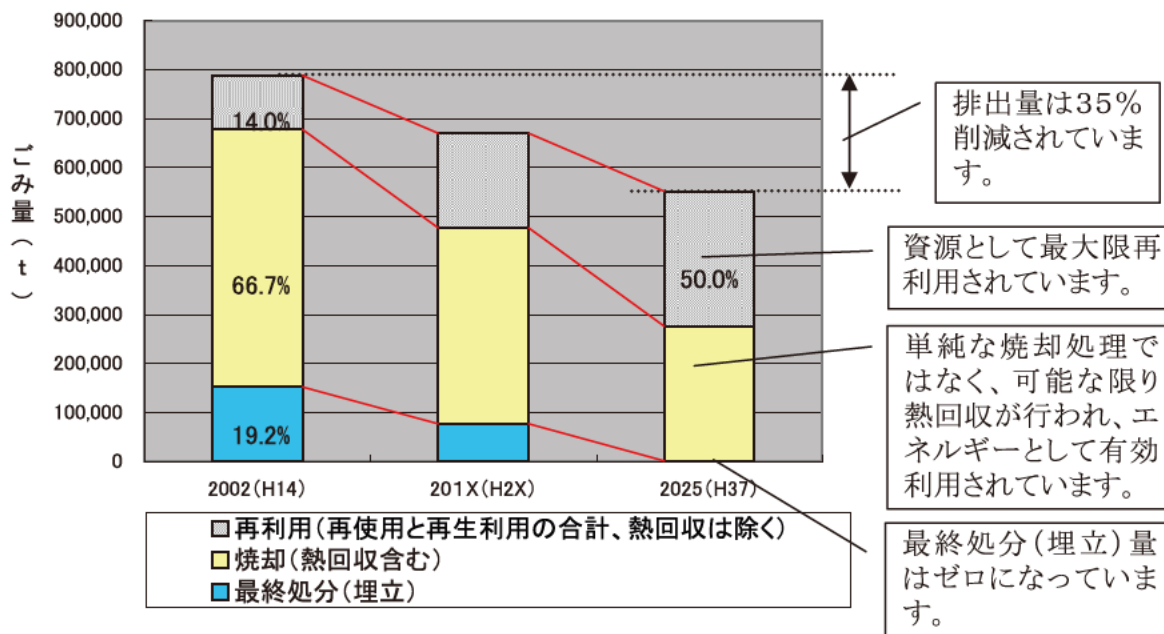
従って、2009(平成21)年度における再利用率は、以下のとおり算出されます。

$$\frac{\left[\text{資源化総量} - (\text{集団回収量} + \text{ごみ燃料化施設の処理に係る資源化量} + \text{焼却施設に係る資源化量}) \right]}{\text{県内総ごみ排出量(市町処理量)}} = \frac{86,915\text{t}}{654,067\text{t}} \approx 13.2\%$$

20年後(平成37年)のごみ処理の姿

以上の目標設定により、目標年度においてごみは次のように処理されています。

図3-3-1 ごみ処理方法の推移



(2) 多様な主体の参画・協働

ごみ減量化やごみ問題に関する県民の意識、行動の変化を表す目標として、プラン策定にあたり実施した『「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート』の結果を活用し、次の④～⑥の3つを設定します。

また、プランの浸透度合いを表す目標として、認知率の向上⑦をめざします。

指標名	目標値	2004(平成16)年度実績値
④ものを大切に長く使おうとする県民の率	100%	58.2%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率	100%	39.4%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	100%	38.5%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率	100%	— %

(3) ごみ処理に伴う環境負荷の抑制に関する目標

ごみゼロ社会においては、ごみの分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことによるさまざまな環境負荷については、極力抑制されることが重要となります。このため、それらごみ処理に伴う環境負荷の抑制に関しても、目標設定されることが望ましいと考えます。しかし、現状では、

- ・そうした環境負荷に関する状況が十分把握されていないこと
- ・把握するためには相当のコストや時間を費やさなければならないこと
- ・民間事業者の活動も含むため正確なデータの把握が困難な場合があること
- ・どこまでの範囲で指標化すべきかなど指標の調査研究が必要であること

などの要因があることから、現在、数値の把握が可能な市町等の廃棄物焼却施設（RDF化施設を含む）の中間処理過程から発生する温室効果ガス排出量を指標として設定することを検討することとします。

なお、指標の設定については、他の項目も含めて今後継続して調査検討を行うこととし、最終的に指標化のためのさまざまな課題をクリアした時点で、改めてプランの目標として掲げることとします。

4 プランに掲げる数値目標に関する進捗状況

プランに掲げる数値目標に関する基準年度である2002（平成14）年度以降の実績については、次のとおりです。

表3-4-1 ごみの減量化

(トン/年)

指標名	基準年度 2002年度 (H14)	2003年度 (H15)	2004年度 (H16)	2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	短期目標 2010年度 (H22)	
① ごみ排出量 (2002年度比)	家庭系ごみ	535,198	532,533 (△0.5%)	545,377 (1.9%)	531,717 (△0.7%)	531,070 (△0.8%)	514,185 (△3.9%)	495,853 (△7.4%)	476,778 (△10.9%)	(△6%)
	事業系ごみ	251,733	245,804 (△2.4%)	227,909 (△9.5%)	218,005 (△13.4%)	209,362 (△16.8%)	208,987 (△17.0%)	188,216 (△25.2%)	177,289 (△29.6%)	(△5%)
② 資源としての再利用率(※1)	14.0%	15.0%	15.7%	15.8%	16.3%	15.2%	14.4%	13.2%	21.0%	
(参考)資源化率(※2)	22.4%	28.4%	28.4%	30.8%	31.8%	31.2%	31.0%	30.1%		
資源化量	183,305	229,597	228,092	238,484	243,623	233,108	220,232	204,823		
集団回収量	29,629	30,049	28,639	24,868	25,163	24,660	27,395	26,017		
③最終処分量	151,386	124,105 (△18.0%)	122,077 (△19.4%)	96,697 (△36.1%)	83,051 (△45.1%)	83,640 (△44.8%)	69,664 (△54.0%)	65,032 (△57.0%)	81,000	

※1 資源としての再利用率は、p. 34に示した式により算出

※2 資源化率は、p. 10に示した式により算出

表3-4-2 多様な主体の参画・協働

指標名	2004(H16)年 調査結果	2007(H19)年 調査結果	2010(H22)年 調査結果	短期目標 (2010年度)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率	58.2%	58.3%	59.4%	80%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率	39.4%	40.2%	41.3%	60%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	38.5%	40.6%	47.3%	60%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率	—	45.6%	36.8%	90%